

令和2年6月1日

業者各位

契約担当官  
航空自衛隊航空教育隊  
会計隊長 緒方 健介

日本国内における新型コロナ・ウイルス感染症に関する緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されました。一方、第2波、第3波の感染拡大の恐れも指摘されており、厚生労働省からは「新しい生活様式」が提唱されています。私ども自衛隊におきましても厚生労働省が示す「新しい生活様式」を実践するため引き続き様々な施策を行っているところです。

つきましては、私どもが行っている施策をお知りおき頂くと共にご協力をお願い致したく下記の通り連絡しますので、ご協力の程宜しくお願い致します。

#### 記

- 1 航空自衛隊防府南基地に来訪される場合は以下の点をお願いします。
  - (1) 来訪される方は原則としてマスクを着用してください。（熱中症には充分お気を付けください）
  - (2) 発熱等体調の悪い方は来訪をお控えください。
  - (3) 必要に応じ、警衛所においてサーモグラフィーによる検温を実施します。
  - (4) 発熱の疑いがある方は、その場で体温計にて検温して頂くことがあります。
  - (5) 37.5度以上ある方については、お引き取り願うことがあります。
- 2 入札、契約業務に関連して以下の点をお願いします。
  - (1) 各種入札においては原則郵便入札により実施します。
  - (2) 調達等関係業務に携わっていない隊員を立ち合わせ透明性を確保します。
  - (3) 各種書類の提出については、郵送若しくは、会計隊前廊下に設置しているレターボックスへ提出するとともに、事務室内における商談等につきましても、隊員との身体的距離の確保に努めてください。
  - (4) 会計隊事務室に飛沫感染防止対策としてオーバーレイを貼っています。
  - (5) 身体的距離を確保するため、商談等におきましても可能な限り電話、FAX、郵送等を活用してください。
- 3 その他  
何かご質問等ございましたらご連絡ください。

新型コロナ・ウイルス感染症の感染防止の趣旨をご理解頂き、ご協力くださいますよう何卒宜しくお願い致します。